

岩手県告示第731号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年10月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
きかわだ歯科クリニック	陸前高田市小友町字沢辺8番地	平成25年8月1日
坂の上野田村太志クリニック	北上市上野町四丁目2番15号	平成25年9月1日
三浦歯科クリニック	釜石市大字平田第3地割29番地9	平成25年9月14日